

障がい者活躍推進プラン



令和 7 年 3 月
湯沢市農業委員会

1. 障がい者活躍推進プラン作成の趣旨

国では、障がい者の職業の安定を図ることを目的として「障害者雇用促進法」を定めています。全ての国民が障がいの有無にかかわらず就業し、同一の職場に長期に定着するだけでなく、障がいの特性や個性に応じた環境のもと、自身の能力を有効に発揮できることが必要とされています。

とりわけ、公務部門における障がい者の活躍は、我が国の政策決定過程への障がい者の参画拡大の観点からも重要であることから、湯沢市においても、障がい者の積極的な雇用および働きやすい、働きたい職場を作っていくために本計画を更新します。

2. 任命権者

この計画における任命権者：湯沢市農業委員会会長

3. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

4. 湯沢市農業委員会における障がい者雇用に関する課題

湯沢市における障がい者雇用率は法定雇用率を達成していますが、今後法定雇用率の引き上げが予定されています。障がいのある職員が、自身の個性や能力を十分に活用することで組織の一員として活躍していけるように、必要とされる体制の整備と取り組みに対する全職員の理解と協力を求めることが必要です。

5. 目標

- 定着に関する目標
 - 不本意な離職者を生じさせないため、障がい者の特性に配慮した業務を配分する。

6. 取り組み内容

(1)障がい者の活躍を推進する体制整備

- **組織面**

- 障害者雇用推進者とし農業委員会事務局長を選任する。

(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 新規採用または部署異動した職員に対しては必要に応じて面談を行い、障がいと業務の適切なマッチングができているかの点検を行い必要な対応をする。

(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- **職務環境**

- 障がいの種類によって感じ方が異なる不自由な点について障がい者の意見を踏まえ、その都度改善していく。
- なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

- **募集・採用**

- 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。
 - 特定の障がいを排除または特定の障がいに限定する。
 - 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
- 障がいのある学生(大学生・特別支援学校の生徒等)からインターンシップの希望があった場合は積極的に受け入れる。

- **働き方**

- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用について促進する。

- **キャリア形成**

- 障がい者を有する会計年度任用職員の勤務時間については、職員の意向を踏まえながら、障がい特性や個別の事情を考慮し、公務に支障がない範囲で柔軟に対応する。

7. その他

- **障がい者優先調達の推進**
 - 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を積極的に推進し、障がい者の経済的自立と社会参加を支援する。
 - 障がい者就労施設等に関する情報収集を行い、調達可能な物品や役務の範囲を把握し、調達機会の拡大に努める。
- 労働関係機関、医療機関、産業医との連携、基幹相談支援センターの活用等により所属する障がい者それぞれの状況に応じた最善の支援を目指す。